

【加入対象】 施設内にエレベーターを設置している施設

- ※制度①「社会福祉施設賠償責任補償制度」 ご加入施設 ⇒加入必要
- ※制度②「福祉事業者総合賠償責任補償制度」 ご加入施設 ⇒加入不要

この制度の特長

- ①社会福祉施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理（エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備）に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
- ②被害者への損害賠償金（治療費、慰謝料、葬祭費用）、争訟費用などが支払われます。

被保険者

社会福祉施設・事業者、保育所・児童福祉施設（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）

お支払いの対象となる主な事故例

- 施設のエレベーターの操作を誤り子供がドアにはさまれてケガをした。

支払限度額・免責金額と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額
身体障害	1名につき 3千万円	なし
	1事故につき 3億円	
財物損壊	1事故につき 1千万円	なし
保険料（エレベーター1台につき）	3,970円	

※施設に設置している全台数分（人荷用）の保険料をお知らせください。
 ※エスカレーターの場合は別途、取扱代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用または管理しているエスカレーター、エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる損害

5ページの制度①社会福祉施設賠償責任補償制度の「お支払いの対象となる損害」をご覧ください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

<賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>

6ページの制度①社会福祉施設賠償責任補償制度の「保険金をお支払いしない主な場合」の「1.<普通保険約款でお支払いしない主な場合>」、「2.<賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>」をご覧ください。

<昇降機特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害
- 昇降機の修理、改造、取り外し等の工事に起因する損害

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

制度①
社会福祉施設賠償

制度②
福祉事業者総合賠償

制度③
入所者・利用者
見舞金

制度④
入所者傷害事故

制度⑤
医療行為賠償

制度⑥
エレベーター賠償

制度⑦⑧
施設職員労災上乗せ
使用者賠償

制度⑨
非常勤職員災害

制度⑩
理事長・施設長災害

等

等